

鄧正来 中国に根ざした理想像

—『中国法学はどこへ向かうのか』自序

訳者 石川英昭

訳者前書き

本稿は、鄧正来『中国法学向何处去』（商務印書館、2006年1月）のうち、「根据中国的理想図景 — 自序『中国法学向何处去』（2—22頁）を訳出したもので、「鄧正来 中国法学はどこへ向かうのか（上）」（鹿児島大学「地域政策科学研究」5号、2008年2月）、「鄧正来 中国法学はどこへ向かうのか（二）」（鹿児島大学「地域政策科学研究」6号、2009年2月）、及び「鄧正来 中国法学はどこへ向かうのか 1（三）」（「鹿児島大学 法学論集」第43巻第1号、2008年11月）、「鄧正来 中国法学はどこへ向かうのか 2（四 完）」（「鹿児島大学 法学論集」第43巻第2号、2009年3月）を補うものである。と言うのも、その内容は、「鄧正来 中国法学はどこへ向かうのか 2（四 完）」に収めた「第6章 暫時的結語」に重なる部分があるからである。

翻訳の体裁については、各稿に記したのと同じで、こなれた日本語を目指さず、原文を出来るだけ忠実に訳出しようと努めているが、それは、誤訳の発見を容易にしたいという意図からである。訳者としては、多くのご指正をお願いしたい。但し、本稿でも、原著には無い段落を置いたところが、若干存在する。勿論、その方が、本文の内容がより分かり易くなると判断したからである。又、原著には多くの脚注が付されているが、直接の引用にかかわるもの、さらに内容の理解の為に直接必要と思われるもの以外は、紙幅の都合で省略せざるを得なかったのも、今までと同じである。尚、欧文の原書で確認できたものについては、原書の引用の有無にかかわらず、概ね原書に従って訳出しているため、原著の中文原文と内容に若干の異同があるのも、同じである。

[目次]

中国に根ざした理想像 — 『中国法学はどこへ向かうのか』 自序

- 一 判断基準としての【中国理想像】
- 二 中国法哲学の第一段階の綱領
- 三 【共謀】と強制的支配
- 四 【主権的中国】から【主体的中国】へ
- 五 結語：批判の要請

一 判断基準としての【中国理想像】

この書は、中国法学—厳密には、中国法哲学を指す—の、ポスト冷戦後の世界秩序の中での使命について為された前提的な研究であり、ヨリ広く言えば、即ち、その様な世界秩序の中での中国の【身分（資格・位置）】及び未来の命運に対して学術的な注目をしたものである。

私は、次のように考える。1978年から2004年にかけて、中国法学は大きな成果を遂げたが、しかし同時にそこに存在している問題も明らかになった。その根本問題とは、中国法制度及びその法の発展を評価し、批判し、指導するために、理論的判断基準および方向としての【中国法の理想像】が、未だ提供されていないことである。今は、中国の自前の理想像の無い法学の時代である。然らば、中国は何故自前の法の理想像を欠いているのか？。明らかに、このような問いの中に、中国法学にとってヨリ直接的で、同時にヨリ根本的な問題が隠されている。即ち、中国法学は、中国自前の法の理想像を提供すべき学問として、何故その使命を完遂しないのか？、或いは、批判の手順（即ち、中国法学が認めた目標で以て中国法学を批判する、という視角）の内に示されている通り、中国法学はどこへ向かうのか？という問題である。ここから、本書の目的は、【中国は何故中国自前の法の理想像を欠いているのか？】という理論的テーマに対する答えを提出し、又このようなテーマの理論的検討を通して中国法学をこのような時代に位置づける為の判断基準を明らかにし、更には中国法学がこのような時代を超えてゆく可能な方向を提示しようとするものである。

ヨリ具体的に言えば、本書は、その概念範囲が定められた【パラダイム】という分析概念を使って、中国法学の中で重要な影響力を備えている、四つの異なった、甚だしきは相互に対立する、理論モデル、即ち張文顯に代表される【權利本位論】、分野法学者を主力とする【法律条文主義】、梁治平の【固有資源論】、及び蘇力の【法律文化論】について、深い分析と批判を進めるものである。この分析を経て、本書では結論を得て次のように考えた。即ち、中国法学には、中国法制度及びその法の発展を評価し、批判し、指導するための理論的判斷基準および方向としての【中国法の理想像】を提供する力がない、更には、中国法制度及びその法を導いて望ましい方向に発展させる力がないのであり、その理由は、実は、中国法学が私の謂う西洋【近代化パラダイム】に深く支配されているからである。このような【(近代化)パラダイム】は、間接的には中国法制度及びその法の発展に【西洋法の理想像】を提供したのみならず、中国法学者の提供しているものは決して中国自前の【法の理想像】ではないという事を彼らに気づかせないのである。これと同時に、このような支配的立場にある【近代化パラダイム】は、それ自身が影響を与え生み出した様々な問題を説明し解決することが出来ないことによって、結局は中国法学の全体的【パラダイム喪失】の危機を引き起こしてしまうことになった。正にこのような結論を根拠にして、私は、我々はこのような【近代化パラダイム】に支配された法学旧時代を必ずや終わらせなければならず、併せて【中国法の理想像】を自覚的に研究する法学新時代を切り開かなければならない、と考える。

二 中国法哲学の第一段階の綱領

然るに、私は真剣に指摘しなければならないが、上述の問題の提示、及びその問題に対する答えは、この書の定めた叙述の形式によって大いに制約されるから、従って、その答えは、この問題に対する私の見方の全体思想そのものでは、決してない。実際、この問題の形成、及びこの問題に対する答えとは、ヨリ根本的な問題意識—或いは、中国の現下の世界秩序の中におけるヨリ根本的問題についての私の考え—に依拠したものである。

私の見るところ、一方では、どんな現行の法制度や、それと関連した法秩序であれ、全ては、抑もそれ自身を根拠にして正当な説明を手に入れることは出

来ないのであるし、亦他方では、人々が法哲学に法・法制度が【良き品性を備えている】ことを保証できることを不断に求めていることから、法哲学は、法・法制度の最終的基礎或いは将来向かう方向に対する配慮から決して逃れられない。従って、法哲学は、現行の法制度・法秩序より高次の何らかの原則に、大いに依拠せざるを得ないものである。――法の理想像ともなれば、一層、現行の法制度・法秩序と該国家の特定時空にある社会秩序全体の性質或いはその向かう方向との間の関連を根拠に、考慮を行わなければならない。更には、法哲学の根本問題は、文化的性質の【身分】問題や政治的性質の【認定】問題と同じく、全て、生き生きとした現実の世界空間の体験から、つまり中国法制度の現下における現実の有限な時間性から、又同じく中国法制度が背負っている歴史的経験及び文化的記憶からも、よって来るものである。これが基本的に意味するのは、中国の法哲学は、以下の根本問題についての追及を進めなければならないということである。即ち、中国の現下の法制度は、どんな構造の中にあるのか？、中国の現下の法制度は、正当なものなのか？、中国という文明体は、現下の世界秩序の中で、結局どんな性質の社会秩序を必要としているのか？、中国法哲学の、法制度が正当かどうかを評価する、或いは社会秩序が望むべきものかどうかを評価する、その判断基準は、結局、西洋を根拠に設定した理想像なのか、それとも中国を根拠に設定した理想像なのか？、結局は抽象的で空虚なものである正義、自由、民主、人権、平等という概念なのか、それともそれらの、中国の発展と緊密に関連した、特定の具体的な組み合わせなのか？、中国の法哲学は、結局、どんな理想像を提供すべきなのか？、中国の法哲学は、結局、何を根拠にして中国自前の理想像を構築すべきなのか？、それは西洋の経験なのか、それとも中国の現実なのか？、中国の法哲学は、結局、そのような理想像をどのように構築すべきなのか？、という問題である。

以上のような根本的な問題について考え考察をすすめることを放棄或いは無視しては、我々は人類のために我々のこの時代の所謂中国の法哲学を提供することは出来ないのみならず、(中国人は、彼らがそこで生きることを願っているような性質の社会秩序の中で生きてゆくことが出来るということについて言えば) 中国人が中国人のやり方で尊厳を持って生きてゆくことも出来ないし、更に重要なことは、中国は【主体性を持った中国】として世界全体の対話或いは

は対立の中に登場することが出来ないであろう。

従って、先ず（第一に）は、私の言う法哲学或いは中国法哲学が、その関心を向けることとは、中国の社会、政治及び経済の発展に影響を与える或いは与えている、あの秩序立った【文法規則】を、単に発見し或いは読み解くだけではなく、ヨリ重要なのは、むしろそのような【文法規則】の、現下の中国における望ましき、或いは正当性について、追求を行うことである。第二に、このような法哲学が、その関心を向けることとは、中国社会の構造転換という背景の下での法治の複雑性、大きな困難性、特殊性、及びこれらに伴う長期性を、単に改めてくり広げ、感受し、理解するだけではなく、ヨリ重要なのは、むしろ既存の法治の道すじを再考し、現下の中国という視角から見て一層望ましく正当でもある道すじを、或いはヨリ望ましく正当でもある社会秩序を、探究することである。第三に、このような法哲学が、その関心を向けることとは、法を単に中立の技術或いは実践と見なすだけではなく、ヨリ重要なのは、むしろ法を中立の技術であるという観念から解放する努力をするだけでなく、法が政治的道具であることを明らかにする努力をし、さらに法律家にこのような政治的道具を如何に使用するかという問題について選択し決断することを求め、法を、中国人がヨリ一層徳のある、ヨリ一層品格を備えた、そしてヨリ一層人々を満足させる生き方を共に享受する為に奉仕させ、中国の法制発展の為に奉仕させることである。第四に、このような法哲学が、その関心を向けることとは、法制度・法が承認する価値的目標で以てその法制度・法を評価するだけではなく、又法制度・法の執行の実際の社会的効果で以てその法制度・法を評価するだけでもなく、さらには法制度・法に先在する、或いはそれを超越する最終像で以てその法制度・法を評価することでもなく、ヨリ重要なのは、むしろ法制度・法の執行と特定の時空にある中国の社会秩序全体の性質或いはその向かう方向との間の関係についての我々の認識を根拠にして、その法制度・法を評価することである。第五に、このような法哲学が、その関心を向けることとは、【発展主義】のイデオロギーの下にある各種の物的状態を擁護或いは保障するだけではなく、ヨリ重要なのは、むしろ中国人をして、ヨリ一層徳のある、ヨリ一層品格を備えた、そしてヨリ一層人々を満足させる生き方を共に享受させることのできる、あの理想像を探究することである。「私は気づいた。自然法を主

張する全ての学派は、一つの核心的目標を共有していることに。即ちそれは、人々に満足の行く共同生活を獲得させることのできる社会秩序原則を発見するという目標である。』*1 勿論、【中国法の理想像】とは、論者が、中国の現実の状況に対して行った【問題化】という理論的対処に基づいて構築した、中国社会秩序の合法性に関わる、【中国自然法】である。*2

勿論、社会秩序の性質についてのこのような追求は、基本的には、社会秩序と関係する各方面の合法性の追求であって、とりわけ政治の手はずについて深く考えることである。亦、さらに、本書の検討する【合法性】問題とは、此处でも又、抽象的な問題ではなく、特定の時空の下での合法性問題である。従って、このような問題に関する検討は、基本的には、法哲学或いは政治哲学の問題であり、と言うのも、それ（の検討）は、我々にそのような【合法性】についての一般的な説明を求めるのみならず、更には最終的意味で、我々に【合法性】問題それ自体について決定を行い、決断を行うことを求めるからである。

明らかに、上述の根本的な問題意識は、私が提示した【中国法学はどこへ向かうのか】という問題が中国の現代思想領域に登場できる基礎であり、或いは私が中国法学に疑問を示し批判する際に頼みとなる支援的な理論根拠である。従って、その意味では、私は次のように言うことさえ出来る。即ち、本書の中国法学に対する再考及び批判は、私が中国の現代学術に対して再考と批判を行う具体的個別事例に過ぎず、勿論、これは又私が中国の未来の命運について関心を払う具体的個別事例と見なすことも出来る、と。

ここに謂う個別事例とは、主としては、以下の二つの意味で言われている。即ち、第一は、私が明らかにし且つ批判することの狙いとしているものとは、基本的に謂えば、何らかの特定の【知識体系】（本書においては1978年から現在までの26年の中国法学という知識体系を指す）が、それが描写し、説明し、或いは論証する対象に対して備えている、私の謂うあの【正当性付与】力であり、つまり総体的に言えば、中国学術が、現下の中国の発展過程において、未だ反省も批判もなく中国に【移植】された、何らかの社会秩序或いは政治秩序に対して加えた、人々になおざりにされた歪曲的、或いは固定化的な支配力である。著書『研究で反思』の自序「社会科学的研究で反思」の中で、私は已に明確に次のように指摘している。即ち、「正に私が【構造的な基礎と社会科学

の知識との間の相互影響関係】と称したものが、人々がしばしば目にしながら見えていないものであるが、但し基本的な意味では、却って中国社会科学の発展現象を支配しているのであり、それらこそが真の【その場に無い】或いは【一貫して沈黙している】ものであり、従って、それらの現象について明らかにし批判することこそ、正しく、現下の知識社会学の使命の存するところである」³、と。

第二は、全体としての中国法学に対する私の再考及び批判は、実際には、まだ最も根本的な問題を隠している。それは即ち、【中国】とは何か、及び【中国】を如何に捉え説明するか？、という問題である。と言うのも、私の見るところ、中国法学の、1978年から現在までの26年の中に存在している数々の問題とは、例えば、自覚するにしろ、自覚しないにしろ、私の謂う【近代化パラダイム】に支配されており、疑問を出すこともなく西洋社会の制度的手はずを【法の理想像】に転化して導入し信奉し、引いては中国の現実の社会構造或いは中国の現実の問題を見えなくし、更には歪曲すること等々であり、本書で扱う各種の分析と検討は別にしても、それらは全て、基本的には、我々が改めて【中国】を定義することに、つまりどのように改めて【中国】を定義するか、及び何を根拠に【中国】を定義するか、という問題に、関わってくる。ここで強調しなければならないことは、先ずは、基本的な意味で言えば、【中国】は、必ずや中国人民自身によって定義されなければならないし、何れか特定の人—例えば中国の【都市住民】—によって定義されてはならないし、ましてや決して西洋人によって定義されてはならない。亦、次に、我々は、中国それ自身—つまり世界秩序の中の中国—に依拠して【中国】を定義しなければならない。ここで、【中国】は、既にして我々の思想の出発点であるし、又我々の研究の対象である。言い換えれば、私の、中国法学に対する再考および批判、並びに【中国法の理想像】の構築についての主張とは、基本的には、自主的なやり方で改めて【中国】を定義するという努力の一部であり、少なくとも中国それ自身に依拠して【中国】を定義し【中国自前の理想像】を構築することを要求し始める端緒である。

三 【共謀】と強制的支配

或る意味で謂えば、中国それ自身に基づいて【中国】を定義し【中国自前の

理想像】を構築することの訴え及び努力は、これ又中国が参与する現下の世界秩序の要求でもある。私の見るところ、中国から出発して世界秩序の中の【中国】を改めて考えることは、我々に、中国への関心を持つことを要求しているのみならず、これ又同じく我々に世界への関心を持つことをも要求しているのである。それは、我々に、既に他者の理解に基づいて【中国】を認識することを要求しているし、我々に他者との協力或いは衝突に基づいて【中国】を認識することをも要求しているのである。と言うのも、「国家利益の再定義は、何時でも外部の威嚇、或いは国内集団の要求の結果である、ということではなく、むしろ、国際的に共有されている規範及び価値によって形作られるもの」⁴だからである。

周知の通り、グローバル化時代の到来に伴って、中国が世界に開放されたことに伴って、特に、中国が WTO などの国際組織に加入して世界システムに入って以後、我々が関心を持つ中国とは、もはや地理的意味での孤立した中国ではなく、世界秩序の中の中国である。中国にとって言えば、これこそは三千年この方未だ無かった真の大変局である。これ以前の中国は、独立した主権国家として、地球上にあることから他の国家と交流或いは衝突していたとは言え、しかし未だ本当には世界の秩序の中に入ってはいなかった。――このことは、中国が、世界の中に在るとは言え世界秩序の外に在ったことを、つまり【世界ゲーム】の局外者であったことを意味する。従って、基本的に謂えば、中国がこのような世界秩序の正当性について発言するかどうかは、ほとんど意味のないことであった。けれども、現在の状況は大いに異なっており、中国は、世界秩序のルールを遵守することを承認して、世界秩序の中に入り、【世界ゲーム】の一当事者となった。中国が世界秩序の中に入ったことの根本的な意義は、次の所にある。即ち、中国が世界秩序のルールを遵守することを承認すると同時に、このような世界秩序の正当性、或いはあの所謂普遍的価値について発言を行う資格、つまりはハバマスの意味での【対話者】、或いはロールズの意味での【仮想対話者】－【礼節有る国民】(decent peoples)－であるが、その資格をも獲得したという所に、である。勿論、ヨリ重要なことは、中国が世界秩序のルールを遵守することに与えた承認それ自体が、中国も又、これによって、世界秩序のルールの修改に参与する、或いはその制定に参与する資格を獲得したこと

を、既にして内に含んでいることである。

中国がそこに参与している世界秩序は、形式から言えば、所謂【平等】な主権国家間の秩序であるとは言っても、しかしそれは却って中国の発展にとっては私の謂う【強制的な】支配であって、この判断は、以下に述べるような根本的な考え方に、一般的に依拠したものである。

第一に、Simmel^{*5} は、次のように指摘する。どんな社会であれ相互に依存し合う状況の中では、人と人之间には全て優位 (superordination) と劣位 (subdomination) という異なった力の区別が有り得る、と。彼は、このような立場上の力の優劣を備えた社会関係形式を【支配】(domination) と称した。つまり、優位の力を持った人は、劣位の人を左右し、決定し、制御する能力と機会とを備えている。確かに、このような支配関係の存在は、極めて容易に、集団の内に階層を作ることが出来、又従って中心と辺縁という社会関係形式を生み出すことが出来る。Shils^{*6} も、次のように指摘する。全ての社会構造の中には、一つの中心的な地域が存在しているし、この中心的な地域は、様々な方式で周辺地域に生きる人々に影響を与えている、と。このような考え方に依拠すれば、【中心—周縁】関係が無いところは無い、と言える。亦、これが意味するのは、このような支配関係は、同一国民国家 (中文は「民族国家」) の中の異なった集団の間に存在するのみならず、国家と国家の間にも存在する、ということである。

第二に、ウォーラステインは、20世紀90年代に世界システム論をまとめた際に、次のように指摘した。即ち、世界システム論には三つの特徴がある。一つは、それは、フランスのアナール派の長大な時間帯観念 (巨視的・マクロ的歴史時間観) を継承しており、それは長時間帯を【世界システム】という空間の時間量目と考える。即ち、【世界】空間と【長時間帯】時間とを結びつけて、様々な変化を生むことの出来る特定の歴史的世界システムを作りあげる。二つは、それは、我々がそこで生きている世界とは16世紀に発する特定の資本主義世界経済システムである、と主張する。三つは、世界システム論の最も重要な特徴は、それが、【国民国家】は、如何なる意味であれ、時間を経て【発展する】比較的自主的な【社会】を体現している、ということを否定するところに在るし、その上、(それが) 社会或いは社会的行為の研究の適切な分析単位

とは【歴史システム】であると考えるところに、或いは歴史的【世界システム】と称するところに在る。^{*7} 以上に立って、ウォーラーステインは、世界システム論の著名な仮説を提示した。即ち、人類社会の移り変わりのプロセスには、三つの周知の歴史システムの形式或いは変異（型）が存在する。即ち、彼の謂う、【ミニ・システム】(mini-systems)、世界帝国 (world-empires)、そして世界経済である。^{*8} 所謂【ミニ・システム】とは、空間が相対的に小さく、時間も相対的に短いようなシステムを指す。亦、更に重要なのは、このシステムは、文化的及び支配的な構造面で、高度の同質性 (homogeneous) を備えていることであり、その根本論理とは、交換における【互酬】(reciprocity) 論理である。【世界帝国】とは、多様な【文化】モデルを包括する巨大な政治構造である。このシステムの根本論理とは、中央が地方の自治的な直接的生産者から貢ぎ物を搾取することである。【世界経済】とは、多元的な政治構造によってバラバラに分解されたが、しかし再び一つにまとめられた、生産構造の極めて不平等な鎖である。その根本論理とは、蓄積された剰余産品の不平等な分配であり、勿論、その論理は、市場ネットの中で様々の一時的独占権を達成できるような国家或いは地域を手助けする、【資本主義】論理である。ウォーラーステインは、更に進めて、世界システムの変化のプロセスには、二重のプロセスが存在している、と指摘する。一つは、中心地域の【中心化プロセス】であり、即ち、世界経済の中で、或る国家が幾つかの地域で絶えず商品を独占し、国家机关を利用して、世界経済の中でその利益を最大化しているが、このような国家が、それにより、【中核国家】と成る。もう一つのプロセスは、周辺地域に発生している【周辺化プロセス】であり、即ち、或る国家は、世界経済の中で、只単に後れた技術を持ち、且つ大量の労働力を使用することによって、【周辺国家】に成る。この外に、このような経済の両極化に対応したのが、政治の両極化であり、即ち、中心地域には強国が出現し、周辺地区には弱国が出現することになる。^{*9}

明らかに、上述の優位と劣位という境界設定、及び中心地域と周辺地域という境界設定は、我々が現下の世界秩序の中の所謂【平等】な主権国家間の支配関係を見抜く為に、存在論的基礎を提供した。然るに、わずかにこのような支配関係についての描写の提供だけでは、却って極めて不十分なものに過ぎず、

我々は更にそのような支配関係の性質についての追及をしなければならない。従って、我々が今この時考えなければならない問題は、【優位】と【劣位】という事実的境界設定に、或いは【中心】と【辺境】という事実的認定にあるのではなく、【その（両極の）二者の間に現れる関係の性質如何】という所にある問題である。ゴルドナーは、嘗て明確に、個人間、或いは集団間の支配関係とは、不平等な相互依存形式である、と指摘した^{*10}。亦、ウォーラーステインも、中心の国家と周辺国家との間に存在しているあの支配関係は、完全に不平等な関係である、と考えた^{*11}。疑いもなく、世界秩序の中の支配関係の不平等性について明らかにしたことは極めて重要である。と言うのも、それは、この種の不平等な支配関係と16世紀以降西洋の論者が公言した主権国家の【平等】という事実との間に存在している高度の緊張を、浮かび上がらせたからである。しかし、我々の注目に値するのは、以下のことであると、私は考える。即ち、我々は、支配関係の不平等な性質を明らかにすることで、歩みを止めてはならず、と言うのも、このような努力は、我々に、非強制的な支配関係と強制的な支配関係との違いを見抜かせることが出来ないし、且つ亦我々に、支配関係が異なった時空に在ることの違いを見抜かせることが出来ないからである。そして、そのことは、上述の各種の支配関係が、その性質上、確かに皆不平等なものであるとは言っても、そうなのである。従って、私の見るところ、この問題の検討について言えば、最も重要なのは、世界秩序の支配関係の強制的な性質を明らかにすることであり、と言うのも、そのことは、我々が世界秩序の中にある中国を理解し捉えることに、直接関わるからである。

私の見るところ、中国が冷戦終了後に参与した世界秩序は、従前の世界秩序と同じで、発展中の中国にとっては、どちらも、特定の支配性を備えている。従前の世界秩序の中では、このような構造が生み出す【近代化思考パラダイム】が、中国の発展に対し、極めて強い支配的役割を有していた。そこで最も重要なこととは、又中国の学者が広く無視していた（つまり、中国の学者集団が、無意識に実際にくり広げていた）こととは、中国の知識分子が、このような【支配】過程の中で、【支配者】と共謀していたことで、これもつまりは中国の論者が西洋の【近代化パラダイム】に対して示した、批判意識の無い、或いは反省することの無い、あの【継受】である。明らかに、このような支配について

言えば、従前の世界秩序の、中国に対する支配の実際の効用は、影響を受けている中国とそれ（近代化パラダイム）との【共謀】に在る。ここからは、我々は、このような支配とは、非構造的で、非強制的なものである、と言うことが出来る。――西洋の【近代化パラダイム】は、中国にとって言えば、模範としての意味を持つだけであり、と言うのも、中国がそれ（近代化パラダイム）と【共謀】さえしないなら、その西洋の【近代化パラダイム】には、そのルールに基づいて事を行い、更にそれに基づいて未来を想像することを、中国に強制する力はないからである。しかし、我々の注目に値するのは、その（【近代化パラダイム】の）支配と全てが同じというのではないが、現下の世界秩序の支配の実際の効用の拠り所となっているのは、却って、このような【世界ゲーム】に取り込まれた中国が、提供されたルールや制度的手はずに与えている同意である。ここから、我々は次のように言うことが出来る。即ち、現下の世界秩序の支配は、構造的、或いは強制的なものであるが、このような強制性の拠り所は、決して赤裸々な暴力ではなく、中国が現下の世界秩序が提供するルールや制度的手はずを遵守することについて与えている承認であり、中国がそれと【共謀】しているかどうかは、どうでもよいことである。要するに、中国がそこに参与している世界秩序は、中国の未来の発展にとっては、決して【共謀】に依るのではなく承認に基づいている【強制的】な支配（力）を、大いに備えているのである。

四 【主権的中国】から【主体的中国】へ

強く指摘しなければならないのは、冷戦後の世界秩序の中で、私が上で明らかにしたあの強制的な支配関係は、そのような世界秩序が市場経済方式で生産手段のグローバルな最適な組み合わせを引き受けると同時に、中国が日増しに西洋に【従属】した周縁的立場に居らされることになるというところに示されるのみならず、以下の二つの方面にも示されることである。一つは、ルール制度面である。周知の通り、このような極めて影響力のある領域では、中国が認めたあの所謂世界秩序の既存の法的ルール或いは制度は、実は、西洋国家の地方の知であって、亦、正にこのような法的ルール或いは制度を通じて持ち込まれた何らかの価値も又、支配関係の論理の中で、検討の必要のない唯一で終局的な基準へと転換させられてしまっている。二つは、一般的な文化面である。

周知の通り、イデオロギーが解消されることで、科学技術の発展と文化とは、確かに、高度な整合性を生み出したが、しかし現下の世界秩序の支配関係の中では、正に【支配者】としての西洋諸国の文化が、正に科学技術を伴った出口において口を出し、【被支配者】としての発展途上国（中国を含む）の文化は、絶えず、圧縮され、抑圧され、空洞化されている。

しかし、上述の分析によるだけでは、冷戦後の世界秩序が中国に対して備えている可能性のある真の実質的な支配を見抜くには不十分である。私の見るところ、冷戦後の世界秩序は、前述したあの強制的支配関係を別にしても、実際には、まだ背後に隠れた重要な特徴が存在しているのであり、それはイデオロギーの障壁が取り除かれ、元々イデオロギーによって括弧の中に置かれていた価値の神々の中の、或いは理想像の神々の中の闘争が、今では宗教或いは民族主義の名を借りて再び改めて浮かび上がってきたことである。正にこのような世界秩序の中で、価値多元の趨勢と価値普遍主義との間では高度の緊張を呈している。

前述の支配関係に基づけば、現下の世界は、大いに、【新帝国】時代の開始と考えられる。勿論、このような【新帝国】が依拠しているものは、主に、軍事戦争及び鮮血では二度と無く、情報、知識、資本及び市場である。亦、ヨリ緊要なのは、【新帝国】或いはその他の支配者のこの時代の目的とは、大いにこれ又、自国民（中文は「民族」）の利益を世界中に拡張し維持する為ということばかりではなく、普遍的意味を備えていると自国民が考えている価値或いは理想像を商品として世界中に押し広める為であるし、併せてこのような自国民の価値或いは理想像を押し広めて、それと関連している社会秩序或いは政治秩序をその他の国々に無理に押しつける為である、ということでもある。そして、これが最も明らかに反映されているのが、アメリカのブッシュ政権が目下の世界で推進している【グローバリズム】に【単独行動主義】を加えた外交政策である。所謂アメリカの【グローバリズム】の、その核心とは、主に、普遍的意味を備えているとアメリカが考えている【アメリカの価値】或いは【アメリカの理想像】を全世界に押し広めることである。亦、所謂アメリカの【単独行動主義】の、その核心とは、主に、アメリカが全世界に向かってそのような価値或いは理想像を押し広める際に他の国家の支持を得られなかった時、アメ

リカが単独でそのような価値或いは理想像を押し広める事を指す。アメリカのこのような【グローバリズム】に【単独行動主義】を加えた外交政策は、基本的には、アメリカの新保守主義が主張するあの【単独普遍主義】或いはハバマスの批判するあの【老舗帝国の「普遍主義」】である。亦、このような【普遍主義】の根本的特徴は、単独行為者の視点を出発点とし、【普遍】的価値を商品と混同することである。勿論、上述の【単独普遍主義】や【老舗帝国の「普遍主義」】が、主に狙いとしているのは、アメリカ政府の謂う【ならず者国家】(rogue states) 或いはロールズの謂う【無法者国家】(outlaw states) である。

強く指摘しなければならないのは、現下、中国が加入している世界秩序は、実は、主として、ロールズの謂う【良序国家】(自由民主制の国家、さらに非自由民主の礼節ある国家) が形成している世界秩序である。このような世界秩序の中で、価値多元と価値普遍の間の高度の緊張について謂えば、流行しているものとは、主に、カント主義の平等普遍主義である。

即ち、その一つは、ロールズの主張する【仮想対話の普遍主義】である。ロールズが【道徳的目(観点)】を肯定する鍵は、単独行動者の目(観点)を越え、かつ【他者】の視点から問題を見るというところに在るのだけれども、しかし、普遍的正義の原則の論証にしても、そのような原則の運用にしても、ロールズがヨリ重視したのは、単一の主体(自由主義の政治哲学者、自由民主社会の公民、及び自由民主社会の代表)が進める【仮想】の対話であって、実際の人々の間で進められる現実の対話ではない。ロールズがその【原初状態】理論に基づいて案出した【仮想的対話】の【仮想】という性質は、国内政治の問題におけるより、世界政治の問題において一層明らかになるであろう。さらに、ロールズのこの普遍主義の【仮想対話】という場面での【仮想】という性質は、それと現在のアメリカの外交政策を主導している新保守主義との間の分岐の根源でもあるし、又それとハバマスの国際政治理論との間の分岐の根源でもある。

その二つは、それとは全く逆の、ハバマスの【コミュニケーション理論】に由って主張される【対話的普遍主義】である。勿論、ここで謂う平等とは、文化相対主義の言う、今あるどんな文化の具体的内容であれその有効性或いは正当性について何の違ひも設けずに肯定することでは決してなく、行為者一国民国家の境界を越えた行為者を含む一が彼らに関わる規範や価値の意味或いは有

効性について討論し、対話し或いはコミュニケーションをとる際の立場の平等を指す。このような対話には、各行為者が他者に関わる行動プランを選択する際の他者の役割及び視点の仮想的な受け容れが含まれているし、又各方面及びその代表の間で進められる実際の討論及び折衝も含まれている。それ（英訳文に拠れば、「平等主義的普遍主義」）は、「我々に、自分自身の考え方を、平等な立場と権限とをもった他者達の意味ある（英訳文では、「解釈的な」）視点に対して、相対化することを要求する」。^{*12}

上文の、現下の世界秩序の支配が備えている強制性、及び冷戦時代後の普遍主義と多元主義との間の尖鋭な衝突とに対して為された検討の、その目的は、百年來の、一旦西洋化がまだ果たせないとなるや、ややもすればすぐに狭隘な方式でもって所謂中国的【文明】或いは【伝統】に訴える、あの中国の論者が主張するようなもの、即ち、世界秩序から徹底して退出するか、或いはそのような世界秩序を見れども見えないことにすること、ではない。亦、反省或いは批判の能力を備えていない、主体性に反する、あの西洋化論者が主張するようなもの、即ち、世界秩序の既存のルールを完璧に遵守してその世界秩序を徹底的に肯定する—西洋の価値、或いは理想像を全面的に継受して、それらを根拠にして中国の未来を想像する—こと、でもない。

上文の検討の目的は、寧ろ次の所にある。即ち、中国がそのような世界秩序に進入したという事実に基づいて、法哲学或いは政治哲学の視角から、中西論者が等閑にした、現下の世界秩序の中で、中国にとって最も重要な、緊密に関連している二つの背景的事実を、さらに開放することである。

即ち、第一に、中国がそこに参与しているのは、所謂【平等】な主権国家間の世界秩序とは言っても、しかしその秩序構造は、却って、強制性を持った不平等な支配関係を支えとしているものである。明らかに、これが意味するのは、現下の世界秩序の支配関係の中では、伝統的国際法上の【主権の平等原則】に依拠するだけでは、中国がそこで置かれている不平等な被支配的立場を救済することは決して出来ない、ということである。

第二に、暫くは、ロールズの政治理論全体が備えている、政治哲学者の考えで公民自身の協議に代えるという特徴は論じないが、彼の【仮想対話的普遍主義】理論は、基本的に、異なった文化或いは異なった社会のコミュニケーション

ン及び討論が世界秩序の原則を形成するに当たって必要なものであることを、考慮していない。従って、ロールズは、非自由主義の礼節ある社会に対する寛容及び尊重を論じるのだけれども、しかし彼は、基本的に、自由民主社会が、非自由主義の礼節ある社会とのコミュニケーション及び討論（或いは西洋社会と非西洋社会とのコミュニケーション及び討論）を通じて、自分の価値或いは理想像を改訂する可能性を排除しているし、更には、基本的には、非自由主義の礼節ある社会が、自由民主社会とのコミュニケーション及び討論（或いは非西洋社会と西洋社会とのコミュニケーション及び討論）を通じて、自由民主社会の価値或いは理想像を改訂する可能性を排除している。そればかりではなく、ロールズは、政治的制裁という手段で非自由主義の社会を自由主義の社会に改造することには賛成しないが、しかし彼がそこで根拠にしている理由は、もし自由主義の立憲民主制が確かに優越性を有しているのなら、その時はそれ（立憲民主制）は、礼節ある人々に対する適切な尊重が、いつの日にか当の人々が自分で自由主義へと転向するのに役立つことが出来ることを、信じるべきである、というものである。明らかに、ロールズは、一方で、人々の間での相互尊重を主張するが、他方で、文化主義或いは文化相対主義を主張することは決してなく、却って自由主義の立憲民主制を、唯一且つ根本的な目指すべき目的としている。言ってしまうえば、ロールズの所謂【仮想対話的普遍主義】が具体的に意味しているのは、現下の世界秩序のルールとは、自由主義社会或いは西洋社会によって制定されたものであり、中国は、そのようなルールの改訂或いは改めての制定について発言することは出来ないのであり、従って、只そのルールを守り、そのルールに依拠して中国自身の社会秩序或いは政治秩序を変革できるだけである、ということである。

ハバマスの【コミュニケーション理論】が主張するあの平等主義的【対話的普遍主義】が、一般的な意味で意味しているのは、現下の世界秩序の中で、中国は、世界秩序ルールの意味或いは有効性について討論、対話或いはコミュニケーションを進める際に、平等な立場を享受することが許されるのみならず、そのようなルールの改訂或いは改めての制定を行う権利も享受できる、ということである。然るに、ハバマスの【対話的普遍主義】が行うそのような規定は、中国がすぐに本当にこのようなルールの改訂或いは改めての制定を行う実質的

な権利を有している、ということを当然に意味することは決して出来ない。と言うのも、中国がそのような実質的な権利を備えているかどうかは、基本的には、中国が中国自前の理想像を備えているかどうかにかかっているからである。

疑いもなく、上述の検討が意味しているのは、現下の世界秩序のルール問題では、伝統的国際法上の【主権の平等原則】であっても、同じく、中国がそこで置かれている不平等な【仮想】の立場を救済することは決して出来ないし、且つ又中国が、世界秩序ルールを改訂する或いは改めて制定するという場面でも、只形式的資格だけを備えているだけで実質的な権利を備えていないという状況を救済するすべもない、ということである。

上述の緊密に関連する二つの事実に基づき、我々は以下の結論を出すことが出来る。まず、所謂【平等】な主権とは、つまりは主権的中国は、現下の世界秩序の中では、対外的方面で自己の全領土と国家の安全を守り、人権及び経済発展を保護するために最も正当な理論的根拠を提供出来ることを別にすれば、不十分であるのみならず、かなり限定されている。次に、中国がそこに参与している世界秩序についての検討は、表面上では、国際政治学の問題に似ているが、しかし実は却って世界秩序の国家政治体制に関する法哲学或いは政治哲学の問題である。と言うのも前述の如く、世界秩序が備えている強制性は、中国が【世界ゲーム】のルールを承認し遵守することを前提条件としたものであるとは言っても、しかしその中国は、そのような承認を行うと同時に、そのようなルールの改訂或いは改めての制定に参与する【対話】の資格をも得ているからである。従って、中国が【世界ゲーム】に参与する過程で、結局は何らかの【理想像】に基づいてそのようなルールの改訂或いは改めての制定に参与してゆくという問題は、前提的な意味を備えているのである。この問題と緊密に関連するのは、中国は、行動及び想像の出発点としての中国自前の【理想像】を有しているのか？、言い換えれば、中国がそのようなルールの改訂或いは改めての制定に参与する際に有すべき【理想像】とは、我々が中国の現実に対して行う【問題化】という理論的対処を経て到達する見方に符合しているのかどうか？、それは、中国人がヨリ一層有徳な、ヨリ一層品格のある、そしてヨリ一層人々を満足させる生活を共に享受出来るようにすることの出来るような原則なのかどうか？、それは、我々が特定時空にある中国の社会秩序全体の性質に

についての追求を経て到達する中国の未来の命運に関わる図像に符合するのかわか？、である。

このような問題の提示は、実は、長い間中国は一つの主権国家であったが、しかし西洋と出会ってからは未だ【主体的な中国】に成ってはいないことを、意味している。従って、世界秩序の中での中国の精髓は、個性、或いは西洋国家との異同というところに在るのではなく、主体性に、中国自身の思想的主体性に在るのであり、その核心は、中国に基づいた中国観及び世界観（つまり両者が不可分である世界秩序の下での中国観）を形成するところにあり、更にはそのような中国観に基づいて自発的な態度で世界秩序の再構成のプロセスに参加するところにある。現下の世界秩序の中で、【主権的中国】の強調から【主体的中国】の強調へと転換する、その根本的な主旨とは、主権の限界を突破し、世界秩序という場面で【間主体性】、【間文化性】、或いは【間文明性】に向かつて歩むというところにあり、ヨリ深い場面では、もはや何らかの主権国家が世界秩序のルール或いは合法性を決定するというのではなく、間主体性と世界秩序のルール或いは合法性とが、交流しコミュニケーションする中で、共に変化を生み出す、ということの意味しているのである。

以上をまとめて謂えば、中国がそこに参与している世界秩序の中で、中国の根本利益とは、上で論じた主権項目を別にすれば、ロールズ或いはハバマスの謂う、他国に自分を平等な存在として認めることを求める立場に在るのみならず、ヨリ重要なことは、中国の理想像の探究を通じて必ずや【主体的中国】を構築しなければならないというところに在る。簡単に言えば、現下の世界秩序の中で、中国は、必ずや【主権的中国】でなければならないのみならず、必ずや【主体的中国】でなければならない！、ということである。中国の主体性を探究するこのような努力は、中国の現時の思想の最重要使命の一つであると言うことが出来るし、更には中国の現時の思想の全く新しい使命の一つであると言うことが出来る。

五 結語：批判の要請

以上から、学問分野という視角から見れば、本書が検討したのは、法哲学の問題、中国に関する法哲学の問題である。しかし、実質から謂えば、或いは思

想研究という視角から謂えば、本書が関心を持ったのは、中国法学はどこへ向かうのかという問題だけではなく、中国はどこへ向かうのかという問題でもあった。【理想像】という要素を中国法学（或いは中国学術）に導入した省察或いは展望が基本的に意味するのは、次のことである。即ち、私は、中国法学の領域で、ひいては中国社会科学の領域で、あのように覆い隠され、無視され、なおざりにされた、中国人は結局どんな性質の社会秩序の中で生きるべきか、という重大な問題を解き放ち、その問題を中国人の面前に徹底的にくり広げ、且つ我々に必ずやその問題について考え発言し、決して【西洋の理想像】の権威を信奉するだけの【何にも考えない】只の一山にはなり下がってはならないことを、【命令】しようとしたことである。現下の世界秩序の中では、我々の思想は【語り】始めなければならないが、これは単純に【・・ではない】と言うことでは決してなく、思想の【語り】の中に、中国自前の【理想像】を、ハッキリ示さなければならず、つまり我々がそれで以て我々の共同記憶を形成する【理想像】、我々がそれで以て中国についてのアイデンティティを生み出す【理想像】、さらに我々がそれで以て中国の未来を想像する【理想像】を、である。

従って、私は次のように考える。即ち、中国法学、或いは中国学術の、現下の世界秩序の中での主要な任務は、或いは中国学術の現代での使命は、西洋の各種のポストモダン理論の助けを借りてデコンストラクションの【お祭り騒ぎ】（まるでこの世界秩序には、既に本当に何の支配反支配の関係も存在していないし、統括反統括の関係も存在しておらず、全てが平等で、全てがゲームであるかのような）に参加することでは決してなく、現下の世界秩序の中で、人々が見れども見えない、極めて隠蔽された、何らかの社会秩序或いは政治秩序を推し進めるプロセス或いはメカニズムを明らかにし、批判を進め、さらには我々が中国の現実の状況に対して行う【問題化】という理論的対処に基づいて、中国自前の中国の未来の命運に関わる【理想像】を構築しなければならない、と。

勿論、上述の導入的に行った思想告白は、実は、読者に対する【要請】でもある。即ち、読者には、このような根本問題を考えることから始めて、本書の中国法学の具体的問題についての検討に進み、さらには、そのような検討、及びそのような検討によって更に解き放される問題に対して、省察と批判とを進

められることを、心から要請する。

[脚注]

^{*1} M.D.A.Freeman, *Lloyd's introduction to Jurisprudence*(6th ed.), Sweet & Maxwell, 1996, p.115、からの転用。

^{*2} この問題は極めて複雑で、私自身は次のように考える。第一に、【中国法の理想像】は、中国の論者が、中国の現実の状況に対して行った【問題化】という理論的対処に基づいて構築した、中国法制・法治の発展に関わる、特定時空の【中国自然法】である。従って、それは、構築されたものであって、発見されたものではなく、更には現実そのものの描写でもない。第二に、それは段階的な【中国法の理想像】であって、これが意味するのは、それは特定段階の変化によって変化できる、ということである。第三に、【中国法の理想像】は、実は、人間の基本的価値の時代的普遍性に対して為された【弱い】肯定であって、これが意味するのは、人間の基本的価値の時代的普遍性は、必ず特定時空の順序の限定を受けなければならない、ということである。勿論、中国社会全体の構造転換段階の【中国法の理想像】は、各種の中国問題の見方への回答であるに止まらず、更にはそこから出発した、何らかの特定の中国社会秩序或いは法秩序に対する、何らかの批判或いは構築である。これが意味するのは、このような【中国法の理想像】を根拠に、我々は中国の法制建設或いは立法及び法制度について、評価及び批判を行い、それを守り、そして構築出来る、ということである。勿論、ここで、中国の現実生活に対して行った【問題化】という理論的対処とは、実際の現象に対して為された、何の問題意識もない、平面的な描写ではないし、各種現象の単純な羅列でもなく、社会学と経済学との既存の研究に立って中国社会の構造転換段階に対する適切な研究を行うことである。このような研究の鍵は、次の所に在る。即ち、第一に、この研究は、何らかの価値に対して単一的に詳細に見てゆくこと、或いはそれを強調することではないし、更には未だ反省或いは批判も加えられたことのない前提に立って、何らかの価値を当然の前提として見ること、例えば環境保護の【世代間正義】観 (the justice of generations) の主張、でもない。逆に、この研究は、価値問題に対して、私の謂う【関係的な精察或いは批判】を行うことが出来るのであり、即ち【世代間正義】観とその主張と同時に存在している【一代正義】 (the justice of a generation) の観念との関係或いは緊張の中で、この二つの価値について詳細に見てゆき或いは批判を行うのである。第二に、このような価値問題或いは目的問題に対して為された、そのような【関係的な精察或いは批判】の、その依拠するものとは、世界秩序或いはグローバル構造の中に位置づけられた特定時空としての中国であって、つまりは、中国の現実の実践の正当性根拠とグローバル化価値の示す模範との関係枠組みの中で、中国自前の法の理想像を構築することであり、更にはそのような【理想像】に基づいて、中国の法制・法治の発展プロセスを、評価及び批判し、それを守り、そして構築することである。

^{*3} 鄧正来「社会科学的研究与反思」、『研究与反思』所収、自序、遼寧大学、1998年版、6-7頁。

^{*4} マ莎・費麗莫 (Martha Finnemore)、『国際社会中的国家利益』、袁正清訳、浙江人民出版社、2001年版、3頁。(Martha Finnemore, *National Interests in International Society*, p.3, Cornell U. P., 1996.)

^{*5} G. Simmel, *The Sociology of Georg Simmel*(trans. By K. H. Wolff), Free Press, 1950, pp.181-189、を参照せよ。

^{*6} E. Shils, *Center and Periphery*, Univ. of Chicago P., 1975, p.3、を参照せよ。

^{*7} Wallerstein, I. 1974. *Modern World System(I)*, Academic Press、を参照せよ。ホプキンス (Terence Hopkins) とウォーラーステイン、「近代世界体系的発展模式：理論与研究」、『低度発展与発展』所収、335-376頁、肅新煊編、巨流図書公司、1985年

版。(I・ウォーラーステイン、T. K. ホブキンス他「近代世界システムの発展パターン—研究計画案—」、11-84頁、I・ウォーラーステイン責任編集、『叢書 世界システム I ワールド・エコノミー 新装版』、藤原書店、2002、所収。)

^{8*} Wallerstein, I. 1974. *Modern World System(I)*, Academic Press, pp.37-38、を参照せよ。

^{9*} この問題に関しては、ウォーラーステインの考え方を別にすれば、以下のものを参照されたい。Addo, H. ed., *Transforming the World-Economy? Nine Critical Essays on the New International Economic Order*, London:Hodder and Stoughton, 1984. Albrow, M., *The Global Age*, London:Polity Press, 1996. Albrow, M. and King, E. eds. *Globalization, Knowledge and Society*, London:SAGE Publications, 1990. ホブキンスとウォーラーステインは、「近代世界体系的発展モード：理論と研究」の中で、政治と経済の主要な過程の適切な分析単位は、発展理論や近代化理論の所謂国民国家(中文は「民族国家」、原文は *national state*)ではなく、歴史的世界システムである、と断言している。正に、スコッチポルがウォーラーステインの資本主義世界システム論の批評において明確に指摘したとおり、「ウォーラーステインの著書『近代世界システム』は、「近代化」についての諸理論と概念的にきっぱりと決別し、資本主義、工業主義、及び国民国家の出現と発展についての我々の研究を導く新たな理論的パラダイムを提供することを目指している。・・・近代化研究は、有力な批判的攻撃を受けてきた。・・・それは、国民国家を分析の唯一の単位として具体化し、全ての国家が潜在的には「伝統」から「近代」への進化的展開の唯一の道を歩むと想定し、さらにそれに付随して、平行な或いは多様な道筋に沿った国家的或いは地域的发展を制約し又促す超国家的構造の世界史的展開を無視するという課題のために、呼び出されてきた。」正にその様な近代化理論のパラダイムへの批判の過程で、ウォーラーステインは、それとは別の前提を基礎にして近代社会の変化を研究する「世界システム」論を構築した。ウォーラーステイン自身の言い方を借りれば、「この見方の前提とは、社会的行為および社会的変化は、抽象的社会に生まれるのではなく、特定の世界一時間と空間を持った全体一に生まれるのである。その空間的範囲は全体を構成する領域或いは部分的領域間の基本的分業と共にあり、その時間の長さは、その分業システムが反映(伝達)する世界全体と共に存続する。具体的に謂えば、この世界システムとは、16世紀に生まれたあのヨーロッパを中心とした世界経済システムを指している。」社会科学の分析単位の問題に関して、ウォーラーステインは【歴史システム】という言葉由来の【社会】や【国家】に置き換えて用いることを明確に主張する。勿論、これは単純な語義学上の置き換えではない。と言うのも、それは、【社会】や【国家】を一つの具体的な歴史システムの中に置くという方法を通じて、人々を【社会】という言葉が備えている核心的意味、つまりは【国家】との関係から解き放つのみならず、【歴史システム】をウォーラーステインの提唱する【歴史社会科学】の統一的な基礎として、19世紀の社会科学の各学問間に存在する制度的障壁を打ち破る事になるからである。(I・ウォーラーステイン、T. K. ホブキンス他「近代世界システムの発展パターン—研究計画案—」、13頁以下、Theda Skocpol, *Wallerstein's world capitalist system: A theoretical and historical critique*, p.55, in his "Social Revolutions in the Modern World", pp.55-71, Cambridge U.P. 1994.)

^{10*} A. Gouldner (古爾德諾), *Reciprocity and autonomy in functional theory*, in L. Gross(ed.), *Symposium on Sociological Theory*, Harper & Row, 1959, pp.241-270、を参照せよ。

^{11*} E. Shils, *Center and Periphery*, Univ. of Chicago P., 1975, p.3、を参照せよ。

^{12*} Jurgen Habermas, *Was bedeutet der Denkmalsturz?*, *Frankfurter Allgemeinen Zeitung* von 17.April 2003、を参照せよ。(訳に当たっては、以下を参照した。his, *Interpreting the Fall of a Monument*, p.369, in *Constellations*, vol.10, no.3, 2003, pp.364-370.)